

# 沖縄県立芸術大学音楽学部履修規程

令和3年4月1日

冲芸大規程第56号

(趣旨)

**第1条** この規程は、沖縄県立芸術大学学則（冲芸大規則第1号）に定めるもののほか、音楽学部の授業科目の種類、単位、履修方法、その他必要な事項を定めるものとする。

(授業科目)

**第2条** 各授業科目の名称及び単位数は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

**第3条** 削除

(履修方法)

**第4条** 学生は、全学教育科目及び専門教育科目について学科・専攻・コース別に定める規準により、所定の科目及び単位を修得しなければならない。

2 前項の全学教育科目及び専門教育科目の履修方法は、別に定める履修要領のとおりとする。

(教職課程)

**第4条の2** 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目の名称並びに単位数は別表第3に定めるとおりとする。

2 教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に基づき本学で定める単位を、別に定める履修要領に従い修得しなければならない。

(博物館学課程)

**第4条の3** 博物館に関する科目（指定教育科目）を別表4に定めるとおりとする。

2 学芸員の資格を得ようとする者は、博物館法及び博物館法施行規則に基づき本学で定める単位を、別に定める履修要領に従い修得しなければならない。

**第4条の4** 削除

(授業科目の公示)

**第5条** 各学年度（前期及び後期）に開設する授業科目、単位数及び担当教員については、その学年度（前期及び後期）の授業開始に先立って公示する。ただし、臨時に開設する授業科目については、その都度公示する。

(履修登録)

**第6条** 学生は、毎学年度（前期及び後期）の定められた期間内に、履修しようとする授業科目を教務学生課に届け出ることとする。この手続きを履修登録という。

2 臨時に開設される授業科目の履修登録については、その都度公示する期間内において行うものとする。

(履修登録の制限)

**第7条** 授業科目の受講人数は、教材、教室の収容人員等により制限することがある。

2 受講人員が著しく少ない授業科目については、開講しないことがある。

3 個別の授業科目の履修登録にあたって、あらかじめ公示により、登録の資格に専攻・コース又は既に履修し単位を修得した授業科目等の条件を付すことがある。

4 特に指定のある場合のほか、同一時間に1科目を超えて履修登録することはできない。  
(履修登録の上限)

**第8条** 1 箇学期に履修登録できる単位数は、原則として22単位までとする。ただし、自由科目、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目、博物館に関する科目（指定教育科目）及び集中講義による科目を除く。

2 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて授業科目の履修登録を認めることがある。

(履修登録上限の緩和)

**第8条の2** 以下の各号をすべて満たす学生については、1 箇学期につき26単位までの履修登録を認める。

(1) 前年度のすべての科目の成績において「不可」がないこと。

(2) 前年度のすべての科目の成績において「可」が1科目を超えないこと。

(1 学年に修得すべき単位数)

**第9条** 学生は、卒業に要する最終学年を除き、1 学年に最低20単位以上を修得しなければならない。ただし、自由科目、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目並びに博物館に関する科目（指定教育科目）を除く。

2 卒業に要する最終学年を除き、1 学年に20単位以上を修得できなかった学生については、原級に留め置くこととする。ただし、当該年次に修得した単位は認定する。

3 前項本文の規定にかかわらず、姉妹校派遣留学生の留学先における学修成果について、同一年度の1年間を通して修めたものと教授会が認めた場合は、この限りではない。

(出席)

**第10条** 学生は、履修登録した授業科目の授業に常に出席しなければならない。

2 履修登録した授業科目にやむを得ず欠席する場合は、あらかじめ当該授業科目の担当教員に届け出なければならない。

3 病気その他の理由により1週間以上欠席する場合には、欠席届に医師の診断書又は欠席の理由となる証明書等を添付し、教務学生課に提出するものとする。

4 忌引きのため欠席するときは、10日以内に忌引届を学部長に提出しなければならない。

5 忌引日数は、次のとおりとする。

(1) 1 親等の血族及び配偶者 7日間

(2) 2 親等の血族及び1 親等の姻族 5日間

(3) 3 親等の血族及び2 親等の姻族 3日間

6 次に掲げる理由により、通常の授業に出席できない場合は、欠席日数に加えない。

(1) 忌引

(2) 教育実習

(3) 介護等体験実習

(4) 学外研究

(5) 定期公演

(6) 学校保健安全法施行規則で定められた感染症

(7) その他教授会が認めた特別な理由

(試験)

**第11条** 定期試験は、学期末に期間を定めて行う。試験科目及び日時については、試験の始まる1週間前までに公示する。

2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては、臨時に試験を行うことがある。

(追試験)

**第12条** 所定の試験に欠席した者の追試験は行わない。ただし、病気その他特別な理由(第10条第6項に掲げる理由、公の証明書のある事故等)によりやむを得ず受験できなかった者に対しては、願い出により追試験を行うことができる。

2 前項の規定による追試験は、当該学期の末日までに担当教員の指定した日に行う。

(再試験)

**第13条** 不合格となった授業科目の再試験は行わない。ただし、当該学期に履修登録した授業科目の中で教授会が認めた授業科目については、再試験を行うことがある。

2 前項の規定による再試験は、担当教員の指定した日に行う。

(履修の要件)

**第14条** 授業科目の授業総時間数の3分の1以上欠席した者には、その授業科目の単位は与えない。

(成績評価の基準)

**第15条** 授業科目の成績評価基準は、次のとおりとする。

評語	評点	評価基準
秀(S)	90~100点	到達目標を十分に達成し、内容が特に優れている。
優(A)	80~89点	到達目標を十分に達成し、内容が優れている。
良(B)	70~79点	到達目標を概ね達成している。
可(C)	60~69点	到達目標を最低限度達成している。
不可(F)	59点以下	到達目標を達成していない。
		履修放棄又は受験放棄

2 前項の規定にかかわらず、段階評価に適さない授業科目の評語及び成績評価基準は次のとおりとし、合格(P)を合格とし、不可(F)を不合格とする。認定(R)は、他大学等において修得した単位を本学において認定する場合に適用する。

評語	評価基準
合格(P)	到達目標を達成している。
不可(F)	到達目標を達成していない。
	履修放棄又は受験放棄
認定(R)	単位認定

(GPA)

**第15条の2** 履修した授業科目の成績の評語に対応して、次のとおりグレード・ポイント(以下、「GP」という。)を付与する。

評語	秀(S)	優(A)	良(B)	可(C)	不可(F)
GP	4	3	2	1	0

2 GPは、履修登録をした全ての授業科目を対象として付与する。ただし、次の各号に掲げる授業科目は、GPを付与しない。

- (1) 段階評価に適さない科目
- (2) 自由科目
- (3) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目。ただし、「教育原理」、「教育心理学」及び「特別支援教育」を除く。
- (4) 博物館に関する科目（指定教育科目）
- (5) 履修登録を取消・削除した授業科目

3 グレード・ポイント・アベレージ（履修登録科目のGPの平均値。以下、「GPA」という。）は、次の式により計算するものとし、小数点第4位を四捨五入する。ただし、前項に定めるGPを付与しない授業科目は、GPAに算入しない。

$$GPA = \frac{\text{（履修登録科目のGP} \times \text{当該科目の単位数）の総和}}{\text{履修登録総単位数}}$$

（再登録）

**第16条** 既に履修し単位を修得した授業科目は、再度履修登録することはできない。ただし、不可とされた授業科目については、再度履修登録することができる。

2 前項の規定に基づき再度履修登録した授業科目については、学則第44条の規定に従って、改めて評価する。

**附 則**（令和3年4月1日学長決裁）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍するものについて、廃止前の沖縄県立芸術大学音楽学部履修規程（平成17年3月17日評議会決定）は、この履修規程の施行後も、なおその効力を有する。
- 3 令和3年度以降に編入学、転入学及び再入学（以下「編入学等」という。）する学生については、その者の属する年次の在学生の例による。

**附 則**（令和3年9月27日学長決裁）

- 1 この規程は、令和3年9月27日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この規程の第15条の規定は、令和3年度以降に入学（編入学等を除く。）する学生について適用し、令和2年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。
- 3 令和3年度以降に編入学等する学生については、第15条の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学生の例による。

**附 則**（令和4年3月24日学長決裁）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規程の第4条の2の規定は、令和4年度以降に入学する学生について適用し、令和3年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

**附 則**（令和5年7月18日学長決裁）

- 1 この規程は、令和5年7月18日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この規程の第15条の規定は、令和3年度以降に入学する学生について適用し、令和2年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

3 この規程の第15条の2の規定は、令和3年度以降に入学する学生について適用する。